

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年4月6日（金）第3405号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 5
- 私立学校の廃止の認可（子育て支援課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 7
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 7
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（南薩地域振興局取扱い） 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 9

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（3件）（建築課取扱い） 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 11

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 14

## 警 察 本 部 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報廃止（警務課取扱い） 14

## 告 示

## 鹿児島県告示第457号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

鹿児島市、阿久根市、指宿市、日置市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成30年5月15日から同年6月29日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

## 4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、平成30年7月10日（火）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第458号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成30年5月15日から同年6月29日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、平成30年7月10日（火）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
曾於市大隅町恒吉字宮ヶ牟礼770番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林

の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
曾於市財部町下財部字細工別府3393番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 鹿児島県告示第461号

平成30年3月6日鹿児島県告示第210号（以下「告示第210号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を湧水町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不分明な者の氏名  
上水流功
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
始良郡湧水町北方字七ツ谷2728番27, 2728番28, 2728番30, 2728番67から2728番69まで, 2728番78, 2728番79, 2728番81, 2728番96, 2728番97, 2728番99, 2728番101, 2728番103, 2728番104, 2728番113, 2728番114
  - (2) 変更後の指定施業要件  
告示第210号の変更後の指定施業要件のとおり

#### 鹿児島県告示第462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
れいめい調剤薬局うすき店	鹿児島市宇宿四丁目30-11	平成30年 1月31日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

病院 又は 診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ファミリードクター中島クリ ニック	鹿児島市光山一丁目11番5号	平成30年 4月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
鶴木医院	霧島市国分中央3-19-15	平成30年 4月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第465号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
あさひ薬局田上店	鹿児島市田上二丁目16-17	平成30年 4月1日	精神通院医療
ひおき薬局	日置市伊集院町徳重三丁目7番地3	平成30年 4月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第466号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	位 置	設置者	認可年月 日	廃止期日
つばき幼稚園	鹿児島市中山一丁目6番1号	学校法人 つばき学 園	平成30年 3月26日	平成30年 3月31日
ひまわり幼稚園	鹿児島市東谷山三丁目31番13号	学校法人 カトリッ ク学園	平成30年 3月26日	平成30年 3月31日
西原幼稚園	鹿屋市西原四丁目7番9号	学校法人 郷原学園	平成30年 3月26日	平成30年 3月31日
認定こども園カトリック国分幼稚園	霧島市国分中央三丁目13番18号	学校法人 カトリッ ク大隅学 園	平成30年 3月26日	平成30年 3月31日
大崎幼稚園	曾於郡大崎町神領130番1号	学校法人 三浦学園	平成30年 3月26日	平成30年 3月31日

**鹿児島県告示第467号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）大漣地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成30年4月9日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所  
阿久根市役所農政課

#### 鹿児島県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）大朝戸地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月9日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所  
喜界町役場農業振興課

#### 鹿児島県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）手久津久地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月9日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所  
喜界町役場農業振興課

#### 鹿児島県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（機動観測）
- 2 作業の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業の地域 霧島市

#### 鹿児島県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島地域振興局長から平成29年8月25日鹿児島県告示第910号で告示した公共測量の実施は，平成30年3月22日終了した旨の通知があった。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年4月6日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援施設せつぺかん	いちき串木野市 上名5050番地13	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町35番地	海江田正史	平成29年 12月1日	就労継続 支援A型

## 南薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月6日

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
白藤園	南九州市知覧町 東別府6051番地	社会福祉法人顕真福祉会	南九州市知覧町 東別府6051番地	藤井 顕治	平成30年 3月31日	就労移行 支援

## 始良・伊佐地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年4月6日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 ばざる	始良市西餅田 194番地8	株式会社ばざる	始良市西餅田 2044番地44	中島 藍	平成29年 12月1日	放課後等 デイサービス
スマイルキッズ ステーションきらきら	霧島市溝辺町崎 森字西原2736番 地1	株式会社スマイルライフケア	霧島市溝辺町竹 子603番地19	永吉るり子	平成30年 2月15日	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス

## 始良・伊佐地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月6日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦



事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉作業所スマイル始良	始良市加治木町本町375番地松田写真館2F-A	特定非営利活動法人薩摩ROCK・CLUB	鹿児島市山田町1451番地15号	中野 研吾	平成30年3月31日	就労継続支援B型

**始良・伊佐地域振興局告示第8号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年4月6日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援事業所さんSUN	霧島市国分広瀬三丁目1057番地4	株式会社エルエスディー	霧島市国分広瀬三丁目1057番地4	有馬 靖	平成30年3月20日	就労継続支援B型
グループホーム笑夢	霧島市国分中央一丁目12-11-5	ケアサポート未来	霧島市隼人町姫城三丁目239	尾谷 一三	平成30年3月20日	共同生活援助

**大隅地域振興局告示第9号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年4月6日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコニコトライステーション	鹿屋市寿八丁目19番7号	株式会社niconiko try station	鹿屋市寿八丁目19番7号	大迫 勝代	平成30年3月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
放課後等デイサービス SST School Kokopelli	鹿屋市寿四丁目2742番地1	株式会社ココペリ	肝属郡肝付町富山1455番地1	松井 和行	平成30年3月1日	放課後等デイサービス
クローバーよつばのいえ 笠之原	鹿屋市笠之原町46番23号	株式会社スリーベル	東京都西東京市ひばりが丘北三丁目7番14号	鈴木 剛	平成30年3月12日	放課後等デイサービス

**大島支庁告示第5号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月6日

大島支庁長 松本俊一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所プレシヤスホーム	奄美市笠利町宇宿半川原2569番5	一般社団法人プレシヤス奄美	奄美市笠利町宇宿半川原2569番5	竹原 洋斉	平成30年3月31日	就労継続支援B型

## 公 告

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿屋市西原三丁目10607番6の一部、10607番7、10607番6地先里道の一部及び10607番7地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野正晃

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(1 工区)  
志布志市有明町伊崎田字社ヶ段4130番1の一部、4130番3の一部、4148番3の一部、4148番4の一部、4150番6、4150番7、4150番8、4151番1、4151番2、4151番3、4151番4、4152番1、4152番2、4152番3、4153番、4153番1、4154番1、4155番1、4157番1、4163番6、4163番9、4164番、4164番1、4165番6、4199番1、4201番、4202番、4203番1、4205番、4206番1、4207番、4211番、4213番、4215番及び4215番1並びに宇大迫4244番2、4244番5及び4245番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
宮崎県都城市八幡町18街区7号  
外山木材株式会社  
代表取締役 外山正志

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
始良市松原町一丁目9番4、9番5及び9番10
- 2 公共施設の種類の種類、位置及び区域

道路 始良市松原町一丁目9番4の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市溝辺町崎森2821番地6

有限会社前田土木技術

代表取締役 前田数馬

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動，指定の取消しの届出があった政治団体，資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成30年4月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
五十嵐隆亮後援会	五十嵐 隆亮	末廣 一暁	始良市東餅田2460番地 4 ヴェルジェ帖佐202 号室	平成30年 1月12日
指宿の未来を考える会	水迫 廣敏	石口 一行	指宿市西方6169番地1	平成30年 1月25日
坂口じゅん後援会	坂口 潤	坂口 義浩	鹿児島市和田三丁目31 -28ノア和田町101	平成30年 1月4日
さかのうえ茂信後援会	坂上 茂信	坂上 繁満	出水市高尾野町大久保 4414-1	平成30年 1月11日
塩入英明後援会	塩入 英明	森 淳子	始良市加治木町反土 843	平成30年 1月10日
竹山司郎後援会	竹山 司郎	竹山 都	出水郡長島町鷹巣4553	平成30年 1月10日
田中秀一後援会	田中 秀一	江波 和久	出水市福ノ江町518番 地	平成30年 1月10日
地域を活性化する会	中川 藤義	濱田 徹	指宿市開聞川尻5529- 1	平成30年 1月4日
松元卓也後援会	松元 直樹	松元 美夜子	始良市平松4702番地	平成30年 1月11日
みずや会	田辺 水哉	田辺 水哉	鹿屋市高須町1485	平成30年 1月19日
南鶴ひろし後援会	南鶴 洋志	南鶴 理香	出水市米ノ津町11番11 号	平成30年 1月23日
南としひろ後援会	柳井 哲郎	川原田 一郎	志布志市志布志町内之 倉3355-1	平成30年 1月5日
魅力あるまちづくりを進める市民の会	前田 祝成	前田 祝成	枕崎市立神北町188- 5	平成30年 1月4日

吉岡なると後援会	小浜 誠司	吉岡 美晴	鹿屋市吾平町麓3621番地21	平成30年1月30日
----------	-------	-------	-----------------	------------

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	保岡 興治	主たる事務所の所在地	鹿児島市上之園町15-10大和屋ビル2階	鹿児島市上之園町20-26都喜和ビル2階	平成30年1月22日

## イ 国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島第六総支部	與 勝廣	会計責任者の氏名	橋口 耕太郎	大迫 勝史	平成30年1月23日
自由民主党鹿児島県歯科医師支部	竹之下 伸一	会計責任者の氏名	栄 千登美	長田 博	平成29年7月1日
自由民主党鹿児島県ユートピア支部	時任 雅彦	代表者の氏名	時任 雅彦	西 浩二	平成29年4月1日

## (2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

## ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
さいとうかよ後援会	斎藤 佳代	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	平成30年1月1日

## イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
興友会	田中 健作	主たる事務所の所在地	鹿児島市上之園町15-10大和屋ビル2階	鹿児島市上之園町20-26都喜和ビル2階	平成30年1月22日

## ウ 国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
五十嵐隆亮後援会	五十嵐 隆亮	会計責任者の氏名	五十嵐 隆亮	末廣 一暁	平成30年1月15日
石井みどり鹿児島県後援会	竹之下 伸一	会計責任者の氏名	栄 千登美	長田 博	平成29年7月1日
小田かつし後援会	山下 伊助	会計責任者の氏名	川寄 久治	浦底 和男	平成30年1月24日
鹿児島県歯科医師連盟	竹之下 伸一	会計責任者の氏名	栄 千登美	長田 博	平成29年7月1日
鹿児島県社会福祉政治連盟	松村 武久	会計責任者の氏名	西井上 誠	内門 公孝	平成29年6月15日
九州南部たばこ販売政治連盟国分支部	森山 博文	主たる事務所の所在地	霧島市国分中央三丁目12番54号松田ビル	霧島市国分中央3-12-9	平成29年12月1日

			206号		
こだま誠後援会	上 哲郎	会計責任者の氏名	山角 多喜男	福山 真人	平成30年1月22日
純垂会	小森 浩一	会計責任者の氏名	鶴田 晃久	川上 佳	平成29年4月1日
全国たばこ販売政治連盟九州南部地区本部大口支部	今村 謙作	会計責任者の氏名	岡元 美由紀	内之浦 まち子	平成29年2月1日
時任英寛後援会	飯牟礼 勇	代表者の氏名	飯牟礼 勇	時任 英寛	平成30年1月29日
徳田康光後援会	伊勢 勝義	主たる事務所の所在地	大島郡龍郷町安木屋場2422-1	大島郡龍郷町戸口784-1	平成30年1月22日
西村まさみ鹿児島県後援会	竹之下 伸一	会計責任者の氏名	栄 千登美	長田 博	平成29年7月1日
松里やすひろ後援会	松里 保廣	代表者の氏名	松里 保廣	西田 信助	平成30年1月29日
松元一広中央後援会	竹之下 伸一	会計責任者の氏名	栄 千登美	長田 博	平成29年7月1日
宮島真一後援会	川元 公郎	代表者の氏名	川元 公郎	串田 輝男	平成29年12月31日
森田幸一後援会	森田 幸一	会計責任者の氏名	森田 洋子	奥 貞雄	平成30年1月1日

## 3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
井上文雄後援会	伊佐市大口青木627-1	井上 文雄	平成29年12月31日
大川原ちから後援会	曾於市財部町下財部7073-4	大川原 主税	平成29年12月1日
霧島高千穂会	霧島市霧島永水3925-4	竹下 博	平成29年12月19日
下野みとむ後援会	南さつま市金峰町尾下1807	宮下 次男	平成29年12月31日
新宮領すすむ後援会	指宿市西方1717	新宮領 進	平成29年12月20日
時任英寛後援会	霧島市国分向花町20-7	飯牟礼 勇	平成30年1月29日
ひご十蔵後援会	肝属郡南大隅町根占川北9445-2	堀 繁	平成29年12月31日
南竹あつみ後援会	いちき串木野市浦和町109番地	南竹 浩樹	平成29年12月10日
柳元拓夫後援会	南さつま市笠沙町赤生木139番地	加藤 征機	平成29年11月27日
山本誠後援会	大島郡知名町知名318	山本 誠	平成29年12月15日
吉村幸治後援会	曾於市財部町下財部5335	延時 漲	平成29年12月10日

## 4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
松里 保廣	松里 保廣	鹿児島県議	松里やすひろ	西之表市鴨女町	平成30年

		会議員	後援会	96	1月29日
--	--	-----	-----	----	-------

## 5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
飯牟礼 勇	時任英寛後援会	代表者の氏名	飯牟礼 勇	時任 英寛	平成30年1月29日
斎藤 佳代	さいとうかよ後援会	公職の種類	指宿市議会議員	衆議院議員	平成30年1月1日

## 6 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

## (1) 法第19条第3項第1号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松里 保廣	離島政策研究会	平成30年1月29日

## (2) 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
飯牟礼 勇	時任英寛後援会	平成30年1月29日

## 公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

## 鹿児島県公安委員会規則第4号

鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 警察本部告示

## 鹿児島県警察本部告示第1号

平成29年12月22日鹿児島県警察本部告示第3号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）は、平成30年4月6日限り廃止する。

平成30年4月6日

鹿児島県警察本部長 河野真